

ベトナムにおける駐在員事務所

水野コンサルタンシーグループ

代表 水野真澄

Mizuno Consulting Vietnam Co., Ltd.

執行役員 安藤崇

No.1



1. 一般定義

- 1) 駐在員事務所とは、外国企業の非営業拠点で、情報収集・連絡活動等を行う組織。
- 2) 営業活動は禁止されているため、PEではない。つまり、課税対象組織ではない。
但し、実際の状況は、国によって異なる。
- 3) 現地では、収益が発生せず、人件費・家賃・その他の経費が発生するのみ。
よって、海外本社が、経費相当額を送金し、これを使用して運営する。
- 4) 開設・運営が簡単であり、経費もミニマイズできるため、進出の初期段階に選択される場合が多い。

2. 中国の場合（参考）

- 根拠法

「外国企業常駐代表機構登記管理条例（国务院令2010年第584号）」により管理されている。

- 人員

常駐代表処に派遣される外国人は、代表登記が必要となるが、首席代表1名、一般代表3名以内の、最大4名という人数制限がある。現地採用社員は直接雇用不可であり、人材会社からの派遣を受ける。

- 特徴

上記の一般定義とは異なり、殆どの常駐代表処が、経費課税方式（経費をベースに企業所得税・増値税課税を受ける方式）で課税される。

⇒ 概ね、経費の10%程度の課税額。

3. ベトナムの情況

① 根拠規則と内容

外国企業の駐在員事務所は、Representative Officeの略語として、レップ・オフィスと呼称される。

開設の根拠となるのは、「商法（第36/2005/QH11号）」・

「外国企業の駐在員事務所等設立に係る政令(第07/2016/ND-CP号)」であり、以下のような内容が規定されている。

1) 代表登記

代表登記が求められるのは首席代表1名。代表登記を前提に、就業許可を取得する。

⇒ 代表登記をしない日本人も就業許可は取得でき、人数制限は設けられていない。

2) 現地採用社員

2021年2月15日より、現地採用社員の直接雇用が認められた（政令・第152/2020/ND-CP号）。

3) 駐在員事務所が認められている活動

収益獲得活動は認められず、以下の内容（補助的活動）に限定して認められる。

（一）連絡活動 （二）市場調査 （三）外国企業の事業促進

4) オフィス場所

「駐在員事務所は、ベトナム法に準拠した安全、労働衛生等の条件を満たした場所に設置すること」と規定。
住居用ビルは登記に制限がかかる等、一定の条件は存在するが、外国企業が自ら住所を選択できる。

⇒ オフィス物件を賃貸できるのは、不動産業の事業登記をしている事業者に限定されるため、既に、他の外国企業の駐在員事務所や外資企業が入居しているオフィスビルであれば、原則として賃借可能と推察できる。

② 課税

駐在員事務所は、補助的活動しか認められていないため、法人税等が課税されることはない。
但し、駐在員事務所が支払った諸経費に対して、駐在員事務所宛ての電子インボイスを受領していない場合、税務局は、それらの支払い額を、駐在員の個人所得と看做し、個人所得税を課税する傾向がある。

ベトナムビジネスコンサルティングサービスのご案内

Mizuno Consulting Vietnam Company Limitedでは、中国コンサルティングサービスと同様の総合基本サービスパッケージをご提供し、企業再編、会計・税務等、ベトナムビジネス上の諸問題を、法規・実務の両面から対応・解決いたします。

中国・ベトナムでビジネス展開をされている日系企業の皆さまへ、組織再構築、ビジネスモデル構築、記帳・税務申告、外為・資金管理等、ますます高度化・複雑化する諸問題に対し、日本、中国本土、香港、ベトナムの6都市・8拠点一体となって、安心のトータルソリューションを提供いたします。

MIZUNO CONSULTING VIETNAM COMPANY LIMITED
(水野コンサルティングベトナム)

31F, Saigon Trade Center, 37 Ton Duc Thang Street,
Ben Nghe Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam
Tel/Fax : (84) 28-3910-1822

お問い合わせ : infovn@mizuno-ch.com (担当・水嶋)
Tel:(852)2522-0078



● 基本パッケージ（登録可能人数 2名）

基本総合パッケージは、ベトナムでのビジネスコンサルティング（組織再構築、ビジネスモデル構築、記帳・税務申告、外為・資金管理等）、および労務コンサルティングに対応するパッケージです。

<サービス内容>

① Q&Aサービス

ベトナムビジネスに関する一般的な（個別調査・作業を必要としない）ご質問を、E-mailにて回数無制限でお受け致します。必要に応じて弊社顧問弁護士の意見を確認した上で、日本語でご質問にお答えいたします。

② 情報配信サービス

ベトナムビジネス制度に関する情報、及びそれらの解説に関するレポートを、随時、配信いたします。

③ 面談サービス

月1時間の無料面談をお受け致します。※弊社ホーチミンオフィスでの面談です。

<料金>

ベトナムビジネスコンサルティング会員様料金	月額USD250
中国コンサルティング既存会員様向け特別料金	月額USD150

コンサルティング会員様にはスポット案件についても、サポートさせていただきます。会員様の多様なニーズにお応えできるよう、日々サービス向上に努めておりますので、ベトナムビジネスに関する事であれば、何なりとお気軽にご相談下さい。事前にお見積額を提示し、ご同意いただいた場合のみ、作業開始いたします。

例）ベトナム拠点開設サポート、組織再編サポート、税務申告代行、記帳代行、法務サービス、その他